

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

現行			改正			改正理由
<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	
	学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)		学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
	機構長	V種		機構長	V種	
	工学府産業技術専攻長	VI種		工学府産業技術専攻長	VI種	
	農学府農学専攻国際イノベーション農学コース長	VI種		農学府農学専攻国際イノベーション農学コース長	VI種	
学部	学部長	I種	学部	学部長	I種	
	学科長	VI種		学科長	VI種	
グローバル教育院	グローバル教育院長	III種	グローバル教育院	グローバル教育院長	III種	
図書館	図書館長	III種	図書館	図書館長	IV種	
先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	
	統括リサーチ・アドミニストレーター(専任教員である者を除く。)	VI種		統括リサーチ・アドミニストレーター(専任教員である者を除く。)	VI種	
保健管理センター	センター所長	V種	保健管理センター	センター所長	V種	

総合情報メディアセンター	センター長	V種	総合情報メディアセンター	センター長	V種
学術研究支援総合センター	センター長	VI種	学術研究支援総合センター	センター長	VI種
科学博物館	科学博物館長	VI種	科学博物館	科学博物館長	VI種
(新設)			環境安全管理センター	センター長	V種
卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種	卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種
イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	V種	イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	V種
附属施設	農学部附属広域都市圏ワールドサイエンス教育研究センター長	V種	附属施設	農学部附属広域都市圏ワールドサイエンス教育研究センター長	V種
	農学部附属動物医療センター長	V種		農学部附属動物医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種		農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
本部	副学長（理事である者を除く。）	III種	本部	副学長（理事である者を除く。）	III種
	学長補佐	V種		学長補佐	V種
教育研究評議会	評議員（部局長である者を除く。）	IV種	教育研究評議会	評議員（部局長である者を除く。）	IV種
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則(令和2年4月1日細則第5号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日において現にその職にある図書館長については、引き続き在任する期間に限り、改正前の適用区分を適用する。